

身体障害者補助犬の訓練及び認定等 のあり方検討会の開催経過等

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会の開催経過

回数	開催時期	意見交換内容等
第1回	平成31年4月26日	○ 身体障害者補助犬の訓練・認定等に関する課題と対応案(フリートーキング)
第2回	令和2年5月29日 (書面開催)	○ 身体障害者補助犬の訓練事業所、指定法人における論点別の意見の集約
第3回	令和2年12月11日	○ 今後の議論の進め方、訓練基準・認定要領の見直しについて、質の向上・普及に向けた課題
-	令和3年1月15日～ 令和3年2月1日	○ 訓練事業者・指定法人へのヒアリング
第4回	令和3年3月8日	○ ヒアリング等を踏まえ、補助犬の訓練基準、認定要領の見直しに向けた再検討 ○ 訓練基準等の見直しに関するワーキンググループ発足について
WG	令和3年7月26日	○ 認定要領の見直しに係るワーキンググループ(全3回)
	令和3年8月27日	
	令和3年9月24日	
第5回	令和3年10月22日	○ 認定要領の見直し案について
WG	令和3年11月15日	○ 訓練基準の見直しに係るワーキンググループ(全3回)
	令和3年12月22日	
	令和4年1月31日	
第6回	令和4年2月28日	○ 訓練基準の見直し案について

検討会及びワーキンググループの構成員について

◎座長 (五十音順・敬称略)

氏名	所属	分類	検討会	認定WG	訓練WG
阿部 明子	日本サポートドッグ協会	訓練事業者 (介・聴)			○
有馬 もと	日本聴導犬協会	指定法人・訓練事業者(介・聴)		○	○
有山 一博	全日本ろうあ連盟	障害者支援団体	○		
飯塚 哲也	兵庫県社会福祉事業団	指定法人 (介・聴)		○	
江藤 文夫	日本リハビリテーション連携科学学会	医師	◎	◎	◎
小田 芳幸	横浜市リハビリテーション事業団	指定法人 (介・聴)		○	
川崎 元広	日本介助犬福祉協会	指定法人 (介・聴)		○	
菊地 通雄	日本身体障害者団体連合会	障害者支援団体	○		
北澤 光大	兵庫介助犬協会	訓練事業者 (介)			○
木村 佳友	日本介助犬使用者の会	介助犬ユーザー		○	○
佐藤 史子	日本理学療法士協会	専門職	○	○	○
砂田 眞希	ドッグフォーライフジャパン	訓練事業者 (介・聴)			○
立石 雅子	日本言語聴覚士協会	専門職	○	○	○
長岡 雄一	東京視覚障害者生活支援センター	障害者支援団体	○		
中野 泰志	慶應義塾大学	有識者	○		
奈木 修人	横浜市健康福祉局障害自立支援課	自治体職員	○		
橋井 正喜	日本視覚障害者団体連合	障害者支援団体	○		
朴 善子	日本補助犬協会	指定法人・訓練事業者 (介・聴)		○	○
松井 和夫	名古屋市総合リハビリテーション事業団	指定法人 (介・聴)		○	
松本 江理	日本聴導犬パートナーの会	聴導犬ユーザー		○	○
三浦 靖史	日本身体障害者補助犬学会 / 神戸大学大学院	有識者	○		
水上 言	日本介助犬協会	訓練事業者 (介)			○
水越 美奈	日本獣医生命科学大学	獣医師	○	○	○
水越 みゆき	日本聴導犬推進協会	訓練事業者 (聴)			○
森戸 崇行	千葉県身体障害者福祉事業団 / 日本社会福祉士会	指定法人 (介) / 専門職	○	○	○
吉田 文	日本作業療法士協会	専門職	○	○	○ 2

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会 認定要領の見直しに係るワーキンググループとりまとめ(概要) ＜令和3年10月＞

○指定法人に対する申請様式の統一化

- ・審査の標準化や透明性の確保、使用者の負担軽減が期待できることから、様式の統一化を検討することが適當。
- ・検討にあたっては、各指定法人における認定審査の方法、視点その他についての現状を意見交換しながら進めていくことが必要。

○認定審査におけるリモート方式の活用

- ・指定法人の遠隔地に在住する使用者の負担軽減に資することやICT技術の向上等を踏まえ、犬の動作の現地検証に際してリモート方式(録画又はリアルタイムによる動画)が活用可能であることを明確化することが適當。
- ・指定法人は、介助犬・聴導犬として必要な能力の認定を適切に行うことができるよう、リモート方式による犬の動作検証等にあたっての審査方法をあらかじめ定めておくことが適當。
- ・審査方法等については、各指定法人における認定審査の方法、視点その他についての現状を意見交換しながら標準化を進めていくことが必要。

○審査委員の役割等の明確化

- ・犬の動作検証等を行う審査委員会に参画する審査委員については、それぞれの職種に応じて、審査における役割等を明確にしておくことが重要であり、標準化を検討することが適當。
- ・検討にあたっては、各指定法人における認定審査の方法、視点その他についての現状を意見交換しながら進めていくことが必要。

○使用者の自立と社会参加に資する審査の実施

- ・ワーキンググループにおいて、介助犬・聴導犬の使用を希望する者の生活全体を組み立てる支援が重要との意見があったことを踏まえ、認定審査においては、使用者の自立と社会参加を促進する観点での審査も意識する必要があると明確化することが適當。
- ・こうした視点は、訓練事業者において、使用を希望する者からの相談段階において重要となるため、「訓練基準の見直しに係るワーキンググループ」において十分な議論が必要。

○指定法人間の意見交換の実施

- ・上記の課題については、各指定法人の実態を踏まえつつ、指定法人間で丁寧に意見交換を行いながら、具体化させていくことが適當。

身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会

訓練基準の見直しに係るワーキンググループとりまとめ(概要)

<令和4年2月>

○使用者ニーズを把握することの重要性を明確化

- ・よりその人に寄り添った支援を行っていく観点や、介助犬・聴導犬の使用を希望している場合であっても、その他の方法も含めた多様な支援の選択が可能となる必要があること等を踏まえ、使用について相談があった際に使用者のニーズを適切に把握することが重要であることを明確化することが適当。
- ・必ずしも訓練事業者には専門的知識を有する者が網羅的に配置されていないことや、訓練終了後の認定申請手続きに円滑につながっていくことによって早期の社会参加に資すると考えられることに鑑みると、認定申請予定の指定法人も訓練事業者からの求めがあった場合には、必要に応じて関わっていくことが望ましいことを明確化することが適当。

○介助犬・聴導犬のリタイア時期の目安を設定

- ・リタイア時期は犬や使用者の健康状態等に応じて判断されることになるため、一律の基準を設定することは困難だが、犬の老化に伴う使用者の安全面への影響や、リタイア時期を見据えて使用者の将来設計を立てやすくするという視点に鑑みると、一定の目安を設定して犬の身体機能を評価してリタイア時期を判断することとし、その目安は、犬の認知機能や身体機能の低下等が現れてくることを踏まえ、10歳とすることが適当。
- ・使用者は現在使用している介助犬・聴導犬が引退した後も、新たな介助犬・聴導犬の貸与を受けて生活を継続していくことになるため、訓練事業者は、リタイア時期を見据えた長期的な視点で使用者の生活を支援していく必要があることを明確化することが適当。

○訓練日数の弾力化

- ・2頭目以降の場合、それまでの経験の蓄積により、初めて使用する場合に比べて介助犬・聴導犬に対する理解が深いと考えられることから、習熟状況や使用者の負担も勘案しつつ、2頭目以降の合同訓練日数を訓練事業者の判断で短縮することを可能にすることが適当。

○訓練事業者間の意見交換の実施

- ・ワーキンググループにおいて訓練事業者同士で意見交換しながら介助犬・聴導犬の訓練士を養成するための基準を作成することについて提案がなされたことについて、それぞれが知恵を出し合うことで、より質の高い介助犬・聴導犬の育成につながることを期待されることから、訓練事業者において意見交換を行っていくことが適当。
- ・訓練基準に定める合同訓練日数は、使用者本人が犬に指示をして動作を適切に行わせることができるようにするための訓練に必要な最低限の日数を定めたものである。合同訓練の実施状況を見ると、訓練事業者間で日数に差異があることから、まずは、それぞれの訓練事業者の実態を把握し、丁寧に意見交換を行いながら適切な合同訓練日数について、具体的に検討していくことが適当。